

令和4年10月7日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I 北朝鮮の弾道ミサイル発射への対応について	1
------------------------------	---

I 北朝鮮の弾道ミサイル発射への対応について

10月4日に北朝鮮が発射した弾道ミサイルへの対応等については次のとおりである。

1 事案の概要

北朝鮮は今年に入って弾道ミサイルの発射を繰り返している。

10月4日7時22分頃には、北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、北海道や青森県等に全国瞬時警報システム（Jアラート）が発令された。

弾道ミサイルは、青森県の上空を通過し、7時44分頃、日本の東約3,200kmの太平洋上の排他的経済水域（EEZ）外に落下したものと推定されている。

なお、北朝鮮は6日の6時00分頃及び6時15分頃にも、2発の弾道ミサイルを発射し、日本海の排他的経済水域（EEZ）外に落下したものと推定されている。

2 Jアラートが発令された地域

発射情報：北海道、青森県、東京都（島嶼部）

通過情報：北海道、青森県

3 被害状況等

消防庁では、Jアラートが発令された全ての地域でミサイル発射による被害が無かったことを確認した。

4 県の対応

○ 今回のJアラートの発令（国内上空を通過）を受け、国（官邸危機管理センター）から緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を通して提供されたミサイルに関する情報を、市町村や関係機関に対して周知した。

○ 知事、市長会会長、町村会会長の連名で北朝鮮に抗議文を送付するとともに、全国知事会として、会長である鳥取県知事と危機管理・防災特別委員会委員長である本県知事の連名で北朝鮮に抗議文を送付した。

なお、10月6日の発射に関しても、全国知事会として、抗議声明を発出した。

○ ミサイル発射時の適切な行動を周知するため、県ホームページやSNSによる情報発信を強化した。